

事業名	工事残土からの砂利の有効利用				
申請事業者	砂利の採取を行う中小企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	経済産業省	法令	砂利採取法
<p>【照会内容・結果】</p> <p>○宅地造成工事や土地改良工事など、砂利採取を目的としない工事において、砂利が相当量含有される工事残土(土砂)が発生する場合がある。こうした工事残土に含まれる砂利を、コンクリートの原材料として活用することが、砂利採取法において義務づけられる「採取計画の認可」を要するか否かを照会。</p> <p>○照会の結果、砂利の採取を目的としない工事において採取された工事残土から砂利を採取することは、砂利採取業には当たらず、「採取計画の認可」は不要であることが確認された。</p> <p>【意義】</p> <p>○地域再開発等によって高まる需要に即した、円滑な供給が可能。</p> <p>○田畑や河川等の掘り起こしが減少し、環境保全に資する。</p> <p>【お問い合わせ先】 経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課(03-3501-9255)</p>					